

三田市広報誌「広報さんだ」 広告掲出取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、三田市有料広告掲出の取扱いに関する要綱(平成18年8月1日施行。以下「要綱」という。)に基づき三田市が毎月1日に発行する広報誌「広報さんだ」(以下「広報誌」という。)に掲出する広告の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(掲出の範囲)

第2条 広報誌に掲出できる広告は、市の広報誌としての品位及びイメージを損なわないものとするとともに、市民の福祉、市民生活の利便性等を考慮し、要綱第3条の規定に掲げる要件に該当しないものとする。

(広告の大きさ及び掲出位置)

第3条 広告の大きさは、次のとおりとする。

- (1) 1種広告 縦65ミリメートル×横86ミリメートル
- (2) 2種広告 縦65ミリメートル×横175ミリメートル
- (3) 3種広告(裏表紙裏面に限る) 縦133ミリメートル×横175ミリメートル
- (4) 4種広告(裏表紙裏面に限る) 縦201ミリメートル×横175ミリメートル
- (5) 5種広告(裏表紙裏面に限る) 縦269ミリメートル×横175ミリメートル

2 広告の掲出は各月号の裏表紙両面とし、その位置は、広報を担当する課の課長が決定する。

3 広告はカラー刷りとする。

(掲出料金)

第4条 広告の掲出料金は、別表のとおりとする。

2 広報誌への広告掲出の申込みをホームページへの広告掲出の申込みの後に行った場合であって、同じ月に広報誌及びホームページへ広告を掲出する場合における当該掲出月の掲出料金は、ホームページ広告申込み後のセット割引料金とする。

3 2・3回パックの掲出料金は、1度の申込みにおける掲出回数が2回以上の場合において、当該申込みにおける2回又は3回の掲出に適用するものとする。

4 2・3回パックの掲出料金は、直近の2・3回パックの掲出料金を適用する申込み日から1箇月以後の申込みでなければ適用しない。

(掲出申込)

第5条 広告申込者は、要綱第7条の規定に基づく広告掲出申込書に、広告案を添えて市長に提出しなければならない。

2 申込みは、掲出を希望する広報誌発行日の2箇月前の前日(その日が日曜日、土曜日又は休日(以下「休日等」という。)に当たるときは、その直前の休日等でない日)までに行わなければならない。ただし、広告枠に空きがあり、掲出を希望する広報誌発行日まで広告掲出が可能であると市長が認めた場合は、この限りでない。

3 同一広告主が申込みことができる広告は、広報誌1号につき1件限りとする。

4 掲出を申込みことができる広告掲出月は、申込月から14箇月までの間とし、1回の申込みにつき最大12回までとする。

(掲出決定等)

第6条 市長は、前条の広告掲出申込書を受け付けたときは、速やかに広告案の内容を審査し、掲出の可否を決定のうえ、要綱第8条の規定に基づく広告掲出決定通知書により申込者に通知しなければならない。

2 広告掲出決定は先着順とし、同一申込日に複数の申込みがある場合は、要綱第4条

の規定に基づき決定する。

- 3 市長は、広告案を審査し、必要があると認めるときは申込者に修正を求めることができる。

(広告の版下作成)

第7条 広告申込者は、前条の規定による広告掲出決定後、直ちに広告の版下を作成するものとする。

- 2 広告の版下は、広告申込者により作成するものとする。

- 3 広告の版下を変更する場合は、当該広告を掲出する広報誌の発行月の1箇月前までに、広告掲出変更届に広告案を添えて市長に提出しなければならない。

(広告掲出の辞退)

第8条 要綱第13条第2号の規定による広告掲出の辞退の申出は、当該広告を掲出する広報誌の発行月の2箇月前までに行うものとする。

(広告掲出料金の還付)

第9条 広告掲出料金は、還付しない。ただし、次の各号に定める場合は、この限りでない。

- (1) 三田市の都合により広告の掲出ができなくなったとき。
- (2) 広告申込者の責めに帰すべき理由ではなく広告成果物に瑕疵があったとき。
- (3) その他市長が必要と認めるとき。

- 2 前項の規定により還付する掲出料金は、すでに掲出した回数を1度の申込みにおける掲出回数として第4条の規定により算出した掲出料金の額を納入した金額から差し引いた額とする。

- 3 前2項の規定により還付する広告掲出料には利子を付さない。

- 4 市長は、広告が掲出できなかったことにより広告主に生じるいかなる損害についても、広告掲出料の還付以外の責めを負わないものとする。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行し、令和3年1月以後に発行する広報誌に係る広告に適用する。ただし、次項の規定は、令和3年1月1日から施行する。

(広報紙「伸びゆく三田」広告掲出取扱要領の廃止)

- 2 広報紙「伸びゆく三田」広告掲出取扱要領（平成18年8月1日施行。以下「旧要領」という。）は、廃止する。

- 3 旧要領は、令和2年12月以前に発行する広報紙に係る広告に適用する。

付 則

この要領は、令和2年4月15日から施行する。

付 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和6年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この要領による改正後の三田市広報誌「広報さんだ」広告掲出取扱要領の規定は、令和6年7月以降の広告掲出に係る申込みから適用し、令和6年6月までの広告掲出に係る申込みについては、なお従前の例による。

付 則

この要領は、令和6年5月24日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年3月3日から施行する。

別表（第4条関係）

< 1種広告 >

1度の申込みにおける掲出回数	通常掲出料金	ホームページ広告申込み後のセット割引料金	
		ホームページ広告掲出回数（1回～9回）	ホームページ広告掲出回数（10回～12回）
1回～9回	40,000円/回	30,000円/回	31,500円/回
10回～12回	36,000円/回	26,000円/回	27,500円/回
2・3回パック	38,000円/回		

< 2種広告 >

1度の申込みにおける掲出回数	通常掲出料金	ホームページ広告申込み後のセット割引料金	
		ホームページ広告掲出回数（1回～9回）	ホームページ広告掲出回数（10回～12回）
1回～9回	80,000円/回	70,000円/回	71,500円/回
10回～12回	72,000円/回	62,000円/回	63,500円/回
2・3回パック	76,000円/回		

< 1種広告（裏表紙裏面に限る） >

1度の申込みにおける掲出回数	通常掲出料金	ホームページ広告申込み後のセット割引料金	
		ホームページ広告掲出回数（1回～9回）	ホームページ広告掲出回数（10回～12回）
1回～9回	36,000円/回	26,000円/回	27,500円/回
10回～12回	32,400円/回	22,400円/回	23,900円/回
2・3回パック	34,200円/回		

< 2種広告（裏表紙裏面に限る） >

1度の申込みにおける掲出回数	通常掲出料金	ホームページ広告申込み後のセット割引料金	
		ホームページ広告掲出回数（1回～9回）	ホームページ広告掲出回数（10回～12回）
1回～9回	72,000円/回	62,000円/回	63,500円/回
10回～12回	64,800円/回	54,800円/回	56,300円/回
2・3回パック	68,400円/回		

< 3種広告（裏表紙裏面に限る） >

1度の申込みにおける掲出回数	通常掲出料金	ホームページ広告申込み後のセット割引料金	
		ホームページ広告掲出回数（1回～9回）	ホームページ広告掲出回数（10回～12回）
1回～9回	144,000円/回	134,000円/回	135,500円/回
10回～12回	129,600円/回	119,600円/回	121,100円/回
2・3回パック	136,800円/回		

< 4種広告（裏表紙裏面に限る） >

1度の申込みにおける掲出回数	通常掲出料金	ホームページ広告申込み後のセット割引料金	
		ホームページ広告掲出回数（1回～9回）	ホームページ広告掲出回数（10回～12回）
1回～9回	216,000円/回	206,000円/回	207,500円/回
10回～12回	194,400円/回	184,400円/回	185,900円/回
2・3回パック	205,200円/回		

< 5種広告（裏表紙裏面に限る） >

1度の申込みにおける掲出回数	通常掲出料金	ホームページ広告申込み後のセット割引料金	
		ホームページ広告掲出回数（1回～9回）	ホームページ広告掲出回数（10回～12回）
1回～9回	288,000円/回	278,000円/回	279,500円/回
10回～12回	259,200円/回	249,200円/回	250,700円/回
2・3回パック	273,600円/回		